観音寺市
KAN-ONJI CITY

Press Release
観音寺市報道発表資料

令和8年11月10日

固定資産税に関する通知の誤送付について

この度、本市において、固定資産税に関する通知書を誤って別の方へ送付するという事案が発生いたしました。

ご迷惑およびご心配をおかけしました皆様に心より深くお詫び申し上げますとともに、市民の皆様の信頼を損なう事態となりましたことを重ねてお詫び申し上げます。

1　事案の概要

（1）誤送付した通知

「未登記建物の所有者変更届」

（2）送付日

令和８年11月4日

（3）誤送付の人数

2名（市外2名）

2　経緯及び原因

当該通知書を受け取られた方からご指摘があり、確認いたしましたところ、送付した3件の内2件について、本来お送りすべき方とは異なる方へ誤って送付していたことが判明いたしました。

原因として、類似した内容の通知書を同時に郵送処理したことによるものであります。

3　誤送付先への対応

誤って通知書をお送りしてしまった方に対しましては、令和８年11月９日付にて事情をご説明いたしました。その際、お一人の方には同日中に直接お会いし、謝罪いたしました。また、もう一人の方に対しましては、お電話で謝罪し、お詫び文書および本来お送りすべき通知書を送付いたしました。

4　再発防止策

今回の事態を厳粛に受け止め、二度とこのような誤りを起こさないよう、以下の再発防止策を徹底してまいります。

通知書等を発送前において、複数人による確認体制を徹底します。

お問い合わせ先

観音寺市総務部税務課資産税係

電話:0875－23－3922　FAX：0875－25－5900